

静岡市請負工事成績評定要領

(趣旨)

第1 この要領は、静岡市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の厳正かつ的確な実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資するため、評定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2 評定の対象となる工事は、予定価格が500万円以上の工事とし、解体工事、維持修繕工事及び災害時における緊急を要する工事を除く。また、必要な事項は別に定めるものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、工事ごと独立して次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

(1) 工事成績（工事の施工状況、目的物の出来形及び出来ばえ等について評定）

(評定者)

第4 前項の評定は、次の各号に掲げる評定の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

(1) 工事成績 静岡市工事検査員規則（平成15年静岡市規則第49号）に基づく工事検査員（以下「検査員」という。）及び静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）第2条第1号に規定する監督員（以下「監督員」という。）

(評定の方法)

第5 前項の規定により評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる評定の区分に応じ、当該各号に定める方法により、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

(1) 工事成績 別に定める土木工事成績評定基準（平成17年4月1日施行）又は建築・設備工事成績評定基準（平成17年4月1日施行）によるものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績採点表に記録するものとする。

(評定の時期)

第6 評定は、次に掲げる評定の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) 工事成績 完成検査及び中間技術検査を実施したとき（検査員が評定する場合に限る。）及び工事が完成したとき（監督員が評定する場合に限る。）

(評定結果の報告等)

第7 検査員は、評定を行ったときは、速やかに上司に報告するとともに、遅滞なく静岡市工事検査実施要綱（平成15年4月1日施行）様式第2号に定める建設工事検査復命書により評定の結果を市長に報告するものとする。

(評定結果の公表)

第8 評定の結果は、財政局財政部契約課の閲覧場所において、公表するものとする。

2 前項の規定による公表の期間は、公表した日の翌日からその日の属する年度の翌年

度の3月末日までとする。

(評定に対する苦情の申立て等)

第9 評定に対する苦情の申立て等については、静岡市建設工事請負契約等における入札及び契約の過程並びに工事成績の評定並びに入札参加停止等の措置に関する苦情処理要綱(平成15年7月1日施行)に定めるところによるものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。